

第2次 長崎県地球温暖化(気候変動)対策実行計画

令和3年3月



長崎県

はじめに

近年、気候変動に伴い、世界各地で熱波や海面水位の上昇、集中豪雨などの異常気象が発生しており、県内においても豪雨、台風、猛暑等が増加し、県民生活や経済活動など様々な分野に影響を及ぼしています。

このまま人間活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し続けると、このような気象災害が更に深刻化すると予測されており、世界全体で地球温暖化対策として温室効果ガス削減などの取組が進められています。



そうした中、昨年から本格始動している、国際的な取組「パリ協定」では、「平均気温上昇を2未満とする」ことを目標としており、更に2018年に公表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書によると、「気温上昇を2よりもリスクの低い1.5に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を“実質ゼロ”にすることが必要」とされています。

国においては、昨年、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す。」ことを宣言し、世界的には、これまでに120を超える国と地域が同じ方針を示すなど、地球温暖化対策は大きな節目を迎えています。

本県では、こうした国内外の社会情勢等の変化や気候変動による影響の拡大・深刻化のおそれを踏まえ、県内における地球温暖化対策を更に進めていくため、「第2次長崎県地球温暖化(気候変動)対策実行計画」を策定しました。

この実行計画では、「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現した長崎県」を将来像として掲げ、まずは2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて取り組みながら、「2050年までの脱炭素社会の実現」を目指してまいります。

脱炭素社会の実現のためには、日常生活・経済活動やまちづくりなど、あらゆる分野において、大きな変革が求められることとなります。行政のみならず、県民や事業者の皆様におかれましても、これまでも増して、それぞれの立場で県と協働した取組を県民総ぐるみで賜りますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました長崎県環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

長崎県知事 中村 法道

目次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画期間	4
第4節 対象とする温室効果ガス	4
第2章 地球温暖化の現状と課題	5
第1節 地球温暖化のメカニズム	5
第2節 世界の現状と課題	6
第3節 日本の現状と課題	10
第4節 長崎県の現状と課題	14
第3章 計画の目標	21
第1節 目指すべき将来像	21
第2節 基本方針	22
第3節 計画全体の目標	24
第4節 施策の体系(緩和策+適応策)	35
第4章 温室効果ガス排出抑制等の対策(緩和策)	37
第1節 県の取り組む地球温暖化対策	37
第2節 重点施策	61
第5章 気候変動の影響への適応策	66
第1節 気候変動がもたらす影響と適応策の意義・必要性	66
第2節 適応策(7分野)	80
第3節 重点施策	87
第6章 計画の推進・進行管理	94
第1節 各主体の役割	94
第2節 県と各主体との協働・連携(戦略的パートナーシップ)	97
第3節 進行管理・検証体制(努力の見える PDCA)	99
資料編	101
資料1 温室効果ガス排出量の推計方法	101
資料2 部門別温室効果ガス削減見込量算定の考え方	103
資料3 長崎県地球温暖化(気候変動)適応策の見直し概要	104
資料4 計画策定の経緯(環境審議会、策定部会など)	105
資料5 ながさき WEB 県政アンケート実施結果	107
資料6 市町への意見聴取結果、パブリックコメントの実施結果	111
資料7 国際社会及び日本における地球温暖化対策の主な経緯	112